徳島県報

発行者　徳島県
発行所　徳島県監察局
法制文書課

定期第５２１号　令和４年１１月２２日発行

目　　次

※は県例規集登載

【公告】

番号	表題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用戦略課

【病院局告示】

番号	表題	担当課名
１３	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
９４	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
９５	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
９６	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	

【公安委員会規則】

番号	表題	担当課名
１４※	徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	

【公安委員会告示】

番号	表題	担当課名
１４	令和５年猟銃等講習会の開催日時等を公表する件	
１５	令和５年クロスボウ講習会の開催日時等を公表する件	

【公安委員会告示】

番　号	表　　題	担当課名
１６	令和５年年少射撃資格講習会の開催日時等を公表する件	

公　告

徳島健康生活協同組合職員労働組合から、秋闘の要求に関して令和四年十一月二十五日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和四年十一月二十二日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

徳島市下助任町四丁目九
　徳島健康生協本部
徳島市下助任町四丁目九
　徳島健康生協健康づくり事業部
徳島市下助任町四丁目九
　徳島健生病院
三好市井川町吉岡一二七―二
　健生西部診療所
阿南市津乃峰町新浜一二
　健生阿南診療所
板野郡北島町中村字東開一四―一
　健生きたじまクリニック
名西郡石井町高川原字高川原二一五五
　健生石井クリニック
徳島市北前川町五丁目一〇
　健生歯科
鳴門市撫養町木津字西小沖七三二―二
　健生歯科なると
徳島市吉野本町六丁目三〇―四
　健生在宅ケアセンター
　　健生さわやか在宅介護支援センター
　とくしま健生ヘルパーステーション
　とくしま健生デイサービスセンター
徳島市下助任町四丁目九
　健生かがやき在宅介護支援センター
名西郡石井町高川原字高川原二一五五
　健生石井老健うぐいす
徳島市下助任町四丁目九
　とくしま健生訪問看護ステーション
三好市井川町吉岡一六一―一
　西部健生訪問看護ステーション
三好市山城町大川持字中ハシ五八三―四
　山城健生訪問看護ステーション

三好市池田町サラダ一八七七―一
健生西部デイサービスなでしこ

徳島県病院局告示第十三号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年十一月二十二日

徳島県病院事業管理者　北　畑　　洋

一　契約に係る物品等の名称及び数量

徳島県立病院総合情報システムセキュリティ強化（バックアップ）業務

二　契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

徳島県病院局経営改革課

徳島市万代町一丁目一番地

三　契約の相手方を決定した日

令和四年九月十二日

四　契約の相手方の氏名及び住所

富士通Ｊａｐａｎ株式会社徳島支社

徳島市かちどき橋二丁目二十九番地一

五　契約金額

三千八百八十四万五千七百三十円

六　契約の相手方を決定した手続

随意契約

七　随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

徳島県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和四年十一月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
米田利彦後援会	武田修典	橘　宏	板野郡松茂町広島字東裏四五番地五	令和四年十月二十六日
藤本忠後援会	市原直哉	岩橋知巳	名東郡佐那河内村下字中溝六番地一	令和四年十一月一日
肥野耕次後援会	肥野耕次	肥野あすか	小松島市日開野町字井理守九五―八	令和四年十一月七日

徳島県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十一月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

政党の支部

政治団体の名称	公明党徳島県本部		
代表者の氏名	古川広志		
異動事項	代表者の氏名	異動の内容	新	古川広志
			旧	長尾哲見
	会計責任者の氏名		新	梶原一哉
			旧	古川広志
異動年月日	令和四年十月二十三日		

徳島県選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十一月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長　中　田　丑　五　郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
坂口博文後援会	湯浅善光	令和四年十月十日
徳島県藤井基之薬剤師後援会	宮佐俊昭	令和四年十月二十四日
宇都隆史を支える会徳島県支部	青木初年	令和四年十一月四日

徳島県公安委員会規則第14号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和４年11月22日

徳島県公安委員会委員長　　米　　澤　　和　　美

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第３条の２第４項第１号ア及び第４条の２第３項第１号中「自動車検査証」を「自動車検査証記録事項が記載された書面」に改める。

附　則

この規則は，令和５年１月１日から施行する。

徳島県公安委員会告示第１４号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和３３年法律第６号。以下「法」という。）第５条の３第１項に規定する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催するので，銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和３３年政令第３３号）第１７条第２項の規定により告示する。

令和４年１１月２２日

徳島県公安委員会委員長　　米　　澤　　和　　美

１　開催の日時及び場所

令和５年に開催する講習会は，現に法第４条第１項第１号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び法第５条の２第３項第２号又は第３号に掲げる者に対して行う講習会（以下「経験者講習会」という。）と，その他の者に対して行う講習会（以下「初心者講習会」という。）とに分けて行い，日時及び場所は，次のとおりとする。

(1)　経験者講習会

開　催　日　時	開催場所
１月12日（木）午前９時30分	徳島板野警察署板野庁舎
２月２日（木）午前９時30分	美馬警察署
２月12日（日）午前９時30分	阿南警察署
３月８日（水）午前９時30分	三好警察署
３月23日（木）午前９時30分	徳島板野警察署板野庁舎
４月５日（水）午前９時30分	美馬警察署
５月11日（木）午前９時30分	阿南警察署
５月24日（水）午前９時30分	三好警察署
６月４日（日）午前９時30分	徳島板野警察署
７月20日（木）午前９時30分	阿南警察署
８月３日（木）午前９時30分	三好警察署
８月24日（木）午前９時30分	徳島板野警察署板野庁舎
９月10日（日）午前９時30分	美馬警察署
９月27日（水）午前９時30分	阿南警察署
10月12日（木）午前９時30分	徳島板野警察署板野庁舎
11月５日（日）午前９時30分	三好警察署
11月16日（木）午前９時30分	阿南警察署
12月13日（水）午前９時30分	美馬警察署

(2)　初心者講習会

開　催　日　時	開催場所
１月18日（水）午前９時30分	小松島警察署
４月19日（水）午前９時30分	小松島警察署
７月19日（水）午前９時30分	小松島警察署
10月18日（水）午前９時30分	小松島警察署

２　受講手続

(1)　講習の申込みの受付

　講習の申込みの受付は，受講を希望する講習会の開催日当日に，開催場所の会場で行うものとし，いずれの講習会も午前９時から午前９時３０分までの間に受け付ける。

　なお，この受付時間以外の受付は行わない。

(2)　提出書類

　講習の申込みの際は，講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和３３年総理府令第１６号。以下「規則」という。）第２０条に規定する講習受講申込書をいう。）１通を提出すること。

　なお，この申込書には必要事項を記入の上，写真（申込前６か月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦３.０センチメートル，横２.４センチメートルのもので，裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。）を貼り付けること。

(3)　手数料

　講習会の手数料として，次に掲げる講習会の区分に応じ，それぞれ定める金額に相当する徳島県収入証紙を，講習の申込みの際に納付すること。

ア　経験者講習会　３，０００円

イ　初心者講習会　６，９００円

(4)　その他

ア　経験者講習会の受講者は，猟銃・空気銃所持許可証（規則第３１条に規定する猟銃・空気銃所持許可証をいう。）を受付の際に提示すること。

イ　初心者講習会の受講者は，受付の際に住所，氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証，運転免許証等）を提示すること。

３　講習

(1)　講習時間等

　講習会の講習時間は，経験者講習会が午前９時３０分から午後零時１５分まで，初心者講習会が午前９時３０分から午後３時３０分まで（正午から午後１時までは休憩時間）とする。

　なお，講習終了後に，いずれの講習会も正誤式による筆記試験を実施する。

(2)　講習に持参するもの

ア　ボールペン（黒色）

イ　ＨＢ又はＢの鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ　消しゴム

(3)　講習修了証明書の交付

　講習会の講習を修了した者のうち，当該講習に係る事項を修得したと認められる者に対して，その当日に講習修了証明書（法第５条の３第２項に規定する講習修了証明書をいう。）を交付する。

４　その他

　講習は，開催場所の警察署会議室を使用する予定であるが，都合により変更する場合もあるので，事前に開催場所の警察署生活安全課に確認すること。

徳島県公安委員会告示第１５号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和３３年法律第６号。以下「法」という。）第５条の３の２第１項に規定するクロスボウの取扱いに関する講習会を次のとおり開催するので，銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和３３年政令第３３号）第１９条の２第２項の規定により告示する。

令和４年１１月２２日

徳島県公安委員会委員長　　米　　澤　　和　　美

１　開催の日時及び場所

令和５年に開催する現に法第４条第１項第１号の規定によるクロスボウの許可を受けていない者であって，新たにクロスボウの所持許可を受けようとしているものに対して行う講習会（以下「講習会」という。）の日時及び場所は，次のとおりとする。

開　催　日　時	開催場所
3月７日（火）午前９時３０分	小松島警察署
7月４日（火）午前９時３０分	小松島警察署
11月７日（火）午前９時３０分	小松島警察署

２　受講手続

(1)　講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は，受講を希望する講習会の開催日当日に，開催場所の会場で行うものとし，午前９時から午前９時３０分までの間に受け付ける。

なお，この受付時間以外の受付は行わない。

(2)　提出書類

講習の申込みの際は，講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和３３年総理府令第１６号）第２０条に規定する講習受講申込書をいう。）１通を提出すること。

なお，この申込書には必要事項を記入の上，写真（申込前６か月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦３．０センチメートル，横２．４センチメートルのもので，裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの。）を貼り付けること。

(3)　手数料

講習会の手数料として，次に掲げる金額に相当する徳島県収入証紙を，講習の申込みの際に納付すること。

６，９００円

(4)　その他

講習会の受講者は，受付の際に住所，氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証，運転免許証等）を提示すること。

３　講習

(1)　講習時間等

講習会の講習時間は，午前９時３０分から午後３時３０分まで（正午から午後１時までは休憩時間）とする。

なお，講習終了後に，正誤式による筆記試験を実施する。

(2)　講習に持参するもの

ア　ボールペン（黒色）

イ　ＨＢ又はＢの鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ　消しゴム

(3)　講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち，当該講習に係る事項を修得したと認められる者に対して，その当日に講習修了証明書（法第５条の３の２第２項に規定する講習修了証明書をいう。）を交付する。

４　その他

講習は，開催場所の警察署会議室を使用する予定であるが，都合により変更する場合もあるので，事前に開催場所の警察署生活安全課に確認すること。

徳島県公安委員会告示第１６号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和３３年法律第６号。以下「法」という。）第９条の１４第１項に規定する年少射撃資格の認定のための講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和３３年政令第３３号）第２９条第１項の規定により告示する。

令和４年１１月２２日

徳島県公安委員会委員長　　米　　澤　　和　　美

１　開催の日時及び場所

令和５年に開催する講習会の日時及び場所は、次のとおりとする。

開　催　日　時	開催場所
６月21日（水）午前９時30分	徳島名西警察署
８月16日（水）午前９時30分	徳島名西警察署
12月20日（水）午前９時30分	徳島名西警察署

２　受講手続

(1)　講習の申込みの受付

講習の申込みの受付は、受講を希望する講習会の開催日当日に、開催場所の会場で行うものとし、午前９時から午前９時３０分までの間に受け付ける。

なお、この受付時間以外の受付は行わない。

(2)　提出書類

講習の申込みの際は、年少射撃資格講習受講申込書（銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和３３年総理府令第１６号）第８０条に規定する年少射撃資格講習受講申込書をいう。）１通を提出すること。

なお、この申込書には必要事項を記入の上、写真（申込前６か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ３.０センチメートル、横の長さ２.４センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼り付けること。

(3)　手数料

講習会の手数料として、９，８００円に相当する金額の徳島県収入証紙を、講習の申込みの際に納付すること。

(4)　その他

受講者は、受付の際に住所、氏名及び生年月日が表示された本人であることを確認できる書類（学生証、運転免許証等）を提示すること。

３　講習

(1)　講習時間等

講習会の講習時間は、午前９時３０分から午後２時３０分まで（正午から午後１時までは休憩時間）とする。

なお、講習終了後に正誤式による筆記試験を実施する。

(2)　講習に持参するもの

ア　ボールペン（黒色）

イ　ＨＢ又はＢの鉛筆（シャープペンシルも可）

ウ　消しゴム

(3)　講習修了証明書の交付

講習会の講習を修了した者のうち、当該講習に係る事項を修得したと認められる者に対して、その当日に年少射撃資格講習修了証明書（法第９条の１４第２項に規定する年少射撃資格講習修了証明書をいう。）を交付する。

４　その他

講習は、開催場所の警察署会議室を使用する予定であるが、都合により変更する場合もあるので、事前に開催場所の警察署生活安全課に確認すること。